

津山市第2次ごみ 減量行動計画



平成24年2月
津 山 市

はじめに

津山市は、ごみ処理施設の老朽化に加え、最終処分場の埋立てを平成 21 年 3 月末に終了し、埋立てごみの市外持出し処分を余儀なくされるなど、ごみ処理に関する問題を抱えています。このことから、平成 27 年 12 月の稼働を目指し、新クリーンセンター建設事業に鋭意取り組んでいるところです。

これまで、津山市においては平成 7 年 10 月の「ごみ非常事態宣言」を皮切りに、平成 14 年 3 月に「津山市ごみ減量緊急行動計画」を、さらに平成 19 年 3 月には「津山市ごみ減量新行動計画」を策定し、市民・事業者・市民団体・市の協働により、ごみ減量に取り組んでまいりました。その結果、平成 17 年度には 39,395 t あったごみ排出量も、平成 22 年度には 34,892 t と、5 年間で 4,503 t (11.4%) の減少となっています。これもひとえに、市民の皆さまのご理解とご協力のたまものであり、あらためて心から感謝申し上げます

しかし、現行の「津山市ごみ減量新行動計画」は平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 箇年計画であり、今年度末をもって計画期間の終了を迎えることから、このたび来年度以降の新たな指針となる「津山市第 2 次ごみ減量行動計画」を策定しました。地域の代表者や有識者で構成する津山市廃棄物減量等推進審議会で審議し、さらにパブリックコメントによるご意見を踏まえた結果、現状より 10% のごみ減量という高い数値目標を掲げる内容となっております。その達成には、市民・事業者・市民団体・市の連携が必要不可欠であり、皆様と力を合わせて実現していきたいと存じます。

私たちには、「循環型社会」を構築し、「持続可能な社会」を実現させ、未来の子どもたちに引き継いでいく責務があります。市民の皆様におかれましても、本市の「循環型社会」を構築するため、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 24 年 2 月

津山市長

宮地 昭 範

津山市第2次ごみ減量行動計画目次

I 基本的考え方

- 1 津山市のごみの現状と課題……………1
- 2 ごみ非常事態宣言以降の主な対策など……………2
- 3 基本方針……………2

II 循環型社会を構築するための役割

- 1 ごみの発生抑制（リデュースの推進）……………3
- 2 資源化の推進（リユース・リサイクルの推進）……………4

III 第2次ごみ減量行動計画

- 1 計画期間とごみ減量の目標……………5
 - (1) 計画期間……………5
 - (2) ごみ減量の目標……………5
- 2 重点目標……………7～8
 - (1) 可燃ごみ減量……………7
 - (2) 不燃ごみ減量……………7
 - (3) 埋立てごみ減量……………7
 - (4) 啓発の推進……………7
 - (5) 集合住宅対策の充実……………8
 - (6) 協働によるごみ減量への取り組み……………8
- 3 ごみ減量実践行動計画……………8～14
 - (1) ごみのリデュースのための実践行動計画……………8
 - (2) ごみのリユースのための実践行動計画……………11
 - (3) ごみのリサイクルのための実践行動計画……………11
 - (4) ごみの適正処理のための実践行動計画……………14
- 4 計画の進行管理……………14

IV 参考資料

- 1 津山市ごみ減量新行動計画の進捗状況と総括……………15～17
 - (1) 津山市ごみ減量新行動計画の目標の達成状況……………15
 - (2) 津山市ごみ減量新行動計画の総括……………17
- 2 地域別処理区域一覧……………18
- 3 津山市廃棄物減量等推進審議会委員一覧……………19

I 基本的考え方

1 津山市のごみの現状と課題

市内小桁にある一般廃棄物焼却場をはじめ、津山圏域東部衛生施設組合（奈義町、勝央町、津山市（勝北地域）で構成）、津山圏域西部衛生施設組合（津山市（久米地域）、鏡野町（旧鏡野町地域）、美咲町（旧中央町地域）で構成）のいずれの焼却施設も老朽化が進んでいます。さらに、一般廃棄物最終処分場は、すべて埋立てを終了しています。

このような厳しい状況のなか、平成 7 年にごみ非常事態宣言を発令し、平成 14 年には津山市ごみ減量緊急行動計画を、平成 19 年には津山市ごみ減量新行動計画を策定し、市民・事業者・市民団体との協働により、資源循環型社会の構築に取り組み、ごみの減量化を目指してきました。その成果もあり、平成 17 年度と比較し、平成 22 年度実績（津山市全域）で、ごみ排出量は 4,503 t、11.4%減少しており、着実にごみ減量効果が現れているところです。

しかし、前述したように本市のごみ行政は逼迫しています。また、平成 27 年 12 月に稼働予定の新総合ごみ処理施設を長期的・安定的に、そして安全に管理運営していくためにも、ごみ減量の継続した取り組みが必要です。

《表 1 焼却処理施設の状況》

施設名	処理能力	竣工	改造
津山市ごみ焼却場	110t / 24h	昭和 51 年度	平成 14 年度
津山圏域西部衛生施設組合清掃センター	14t / 8h	昭和 58 年度	平成 14 年度
津山圏域東部衛生施設組合清掃センター	25t / 8h	昭和 59 年度	平成 14 年度

《表 2 ごみ処理量の推移（津山市全域）》

年度	ごみ排出量 (t)	ごみ排出量－資源化量 (t)	家庭系可燃ごみ (t)	事業系可燃ごみ (t)	その他※ (t)	資源化量 (t)
平成 17	39,395	31,068	16,434	11,209	3,425	8,327
平成 22	34,892	27,648	14,952	11,044	1,652	7,244
比較	▲4,503 ▲11.4%	▲3,420 ▲11.0%	▲1,482 ▲9.0%	▲165 ▲1.5%	▲1,773 ▲51.8%	▲1,083 ▲13.0%

※その他は、不燃ごみ、粗大ごみから資源回収分を取り除いた量

2 ごみ非常事態宣言以降の主な対策など

- 平成 7 年 10 月 ・「ごみ非常事態宣言」を発令
・事業系不燃ごみの受入停止
- 平成 9 年 8 月 家庭ごみ有料化実施（指定ごみ袋制度）
- 平成 12 年 6 月 リユースプラザ津山「くるくる」開設
- 平成 13 年 11 月 最終処分場延伸化緊急プログラム（事業系焼却灰・火災残渣受入停止、事業系缶・ビン受入制限）
- 平成 14 年 3 月 ・津山市ごみ減量緊急行動計画策定（平成 14 年度～平成 18 年度）
・焼却灰持ち出し開始
- 10 月 プラスチック製容器包装の分別収集開始
- 平成 15 年 10 月 「つやまエコシステム」開始
- 平成 17 年 2 月 津山市、加茂町、阿波村、勝北町、久米町が合併し、津山市域が拡大（2 月 28 日）
- 平成 19 年 3 月 津山市ごみ減量新行動計画策定（平成 19 年度～平成 23 年度）
- 平成 21 年 3 月 最終処分場埋立て終了に伴い埋立てごみの県外持ち出し開始（3 月 31 日埋立て終了）

以上のように、数々のごみ減量・リサイクルに対する施策が進められ、成果もあげていますが、さらなるごみ減量やリサイクルの推進など、循環型社会の構築に向けて取り組んでいく必要があります。

3 基本方針

生活環境の保全や環境負荷の低減、資源の有効利用などを目指した、循環型社会の構築を推進するためには、ごみの発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）のいわゆる 3 R に積極的に取り組む必要があります。国においても、廃棄物を循環資源と捉え、廃棄物の発生抑制、資源の循環利用及び適正処理を確保し、天然資源の消費を抑制する環境への負荷を低減させた社会の実現に向けた基本原則となる「循環型社会形成推進基本法」を平成 12 年 6 月に制定しています。

本市においても、逼迫したごみ行政や新総合ごみ処理施設の稼働を数年後に控えた状況などを考えると、ごみの発生抑制・資源化をさらに推進し、循環型社会構築に向け取り組む必要があります。しかし、ごみの発生抑制・資源化の推進は、行政の行動だけで達成できるものではありません。市民・事業者・市民団体・市が各々の役割を認識し、ごみの発生抑制を目指すとともに、資源化物の分別の徹底などによる資源化の推進、さらには、ごみの発生抑制・資源化を推進した結果、排出された残りのごみについても、環境負荷の低減・リサイクル性を念頭に置いて適正処理に向け取り組むことで達成できます。

市民・事業者・市民団体・市の連携・協力により、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進します。

Ⅱ 循環型社会を構築するための役割

1 ごみの発生抑制（リデュースの推進）

循環型社会形成のために最優先すべきことは、ごみの発生抑制です。可燃ごみや不燃ごみだけでなく、リサイクルできる資源ごみも併せて削減していく必要があります。

そのためには、市民の方は、レジ袋など、すぐに不要となるものは家庭に持ち込まない、調理屑が出ない・出さない食事を作る、購入した製品は長く大切に使うといったライフスタイルへの転換を、そして事業者においては、製造工程や流通方法の工夫などにより、廃棄物の発生抑制や減量化に努めるとともに、コピー用紙の両面使用などのビジネススタイルへの転換を目指し、行政は、情報提供や施策の充実などにより市民・事業者との連携を図り、相互に協力し、ごみの発生抑制に努める必要があります。

行政の役割

～排出元との連携・協力を推進～

- ☆ 環境教育の充実
- ☆ 情報の提供
- ☆ 生ごみ減量化の推進
- ☆ レジ袋削減への取り組み
- ☆ ごみ発生抑制に資する施策の充実
- ☆ 家庭ごみ有料指定袋制度の継続
- ☆ 事業者自身のごみ発生抑制への協力
- ☆ イベントごみの発生抑制

連携と協力!!

市民の役割

～排出元での、ごみの発生抑制～

- ☆ すぐにごみになるものは買わない!
- ☆ 購入したものは大事に使う
- ☆ 生ごみの減量
- ☆ マイバッグなどの持参推進
- ☆ 過剰包装の拒否
- ☆ イベントごみの発生抑制

事業者の役割

～排出元での、ごみの発生抑制～

- ☆ 環境にやさしい商品の販売
- ☆ ごみ発生抑制への協力と努力
- ☆ 包装の適正化
- ☆ 長寿命製品の開発と使用
- ☆ 機械・器具などを大事に使う
- ☆ イベントごみの発生抑制

2 資源化の推進（リユース・リサイクルの推進）

どんなに発生抑制に努めても、ごみの発生量をゼロにすることはできません。しかし、不用となったものでも、別の人にとっては必要であることもあります。不用となったものを必要な人に譲り再利用させるために、リユースプラザ津山「くるくる」やガレージセール、リサイクルショップなどを積極的に活用する必要があります。

また、そのままの形では使用できないものであっても、他の製品の原料として有効利用できるものもあります。ごみとして発生したもので、積極的に資源化を図り、限りある資源の再生利用を推進する取り組みが重要です。

これらの取り組みを率先して行うことにより、循環型社会の構築が図られます。

行政の役割

～リユース・リサイクルの周知・徹底・推進～

- ☆ リユースプラザ津山「くるくる」の運営
- ☆ ガレージセールなどの情報提供
- ☆ ごみ分別の徹底
- ☆ 資源回収拠点の充実・拡大
- ☆ 資源回収拠点の情報提供・利用促進
- ☆ 集団回収の拡充
- ☆ グリーン購入の推進

連携と協力!!

市民の役割

～再利用・分別排出への協力と取組～

- ☆ 再利用への積極的な取り組み
- ☆ 集団回収・分別収集への協力
- ☆ 再資源化への積極的な取り組み
- ☆ 古紙・古布リサイクルの推進
- ☆ グリーン購入の推進

事業者の役割

～再利用・分別排出への協力と取組～

- ☆ 再利用を推進し、ごみ減量に協力
- ☆ 店頭回収の充実・拡大
- ☆ リサイクルしやすい商品の販売
- ☆ リサイクルへの取り組み
- ☆ グリーン購入の推進



ごみが出ない、
出さないライ
フスタイルが
大切なんじゃ。

いらなくなっ
たものは、ガ
レージセール
とかを利用し
て再利用ね。



資源化物は、
ごみじゃな
い。分別して
リサイクルを
推進だ。



Ⅲ 第２次ごみ減量行動計画

１ 計画期間とごみ減量の目標

(1) 計画期間

計画期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。

平成 28 年度予測人口は、104,992 人（津山市第 4 次総合計画中期実施計画で国立社会保障・人口問題研究所が示した、平成 27 年度における本市の予測人口 105,514 人により推計）とし、目標達成時期は平成 28 年度とします。

(2) ごみ減量の目標

① ごみ排出量

ごみ排出量については、本計画で掲げた実践行動計画の取り組みにより期待されるごみ排出量の削減目標率と、人口予測による人口減少率を加えた 10%を平成 28 年度における平成 22 年度比のごみ排出量の削減目標とします。なお、ごみの排出目標量及び予測人口により算出した平成 28 年度 1 人 1 日当たりのごみ排出量の目標値は 820 g です。

《表 3 人口予測とごみ排出目標》

	平成 22 年度 (現状)	平成 28 年度 (目標)	備 考
人 口	108,123 人 (H22. 10. 1 人口)	104,992 人 (H28. 10. 1 人口)	平成 22 年度比約 3% 減少
ご み 排 出 量	34,892 t	31,400 t (10%削減)	計算値：31,402.8 t
1 人 1 日 当 た り ご み 排 出 量	884 g	820 g (7.35%削減)	計算値：1 人 1 日 当 た り 819.37 g

《表 4 人口予測とごみ排出量（1 人 1 日当たりを含む）の目標と推計》

年 度	人 口 (人)	ごみ排出量 (t)	1 人 1 日 当 た り (g)	根 拠
平成 22	108,123	34,892	884	実 績
平成 23	107,601	34,310	873	推 計
平成 24	107,079	33,728	862	推 計
平成 25	106,558	33,146	852	推 計
平成 26	106,036	32,564	841	推 計
平成 27	105,514	31,982	830	推 計
平成 28	104,992	31,400	820	目 標

② 家庭系ごみ

家庭系ごみについては、市民のごみ減量への努力や分別への協力などを評価するため、家庭から排出される可燃ごみ量、不燃ごみ量について目標を設定します。また、生ごみ減量を推進するため、生ごみ処理機器の普及件数についても目標を設定します。

1) 家庭系可燃ごみ

家庭系可燃ごみ量については、古紙・古布のリサイクル及び生ごみ減量を推進することにより、平成 22 年度比で 15%削減を目標とします。

2) 家庭系不燃ごみ

家庭系不燃ごみ量については、缶・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別の徹底により、平成 22 年度比で 10%削減を目標とします。

3) 家庭系生ごみ

生ごみ減量を推進するため、生ごみ処理機器の普及件数を平成 28 年度には 350 件にする目標を設定し普及促進に努めます。

《表 5 家庭系ごみに係る目標値》

		平成 22 年度 (現状)	平成 28 年度 (目標)	備 考
1) 家庭系可燃ごみ量		14,952 t	12,700 t (15%削減)	計算値:12,709.2t
2) 家庭系不燃ごみ量		1,551 t	1,400 t (10%削減)	計算値:1,395.9 t
3) 生ごみ 処理機器	生ごみ処理容器	167 件	200 件	処理容器 200 件・ 処理機 150 件、合 計 350 件を目標
	電気式生ごみ処理機	49 件	150 件	
	計	216 件	350 件	

《表 6 家庭系可燃ごみ量、不燃ごみ量及び生ごみ処理機器普及件数の目標と推計》

年 度	家庭系可燃 ごみ量 (t)	家庭系不燃 ごみ量 (t)	生ごみ処理機器普及件数		根 拠
			容器式(件)	電気式(件)	
平成 22	14,952	1,551	167	49	実績
平成 23	14,577	1,526	173	66	推計
平成 24	14,201	1,501	178	83	推計
平成 25	13,826	1,476	184	100	推計
平成 26	13,451	1,450	189	116	推計
平成 27	13,075	1,425	195	133	推計
平成 28	12,700	1,400	200	150	目標

2 重点目標

(1) 可燃ごみ減量

① 古紙・古布の減量

小桁焼却場に搬入された可燃ごみのうち約 60%が古紙・古布との調査結果があります。これらを減量することにより相当な可燃ごみ減量効果が期待できます。また、古紙・古布はリサイクルできる大切な資源です。このことから、古紙・古布のリサイクルを推進し、可燃ごみ減量を目指すため、回収方法の充実・拡大に取り組みます。

② 生ごみ減量

家庭ごみの約 30%を占める生ごみは、生ごみ処理機器により発生自体を抑制できますし、約 80%が水分といわれる生ごみは、水切りすることにより相当な可燃ごみ減量効果が期待できます。

このことから、生ごみ処理機器の普及促進及び排出前の水切り徹底の啓発に取り組みます。

(2) 不燃ごみ減量

資源化物として収集している、缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、不燃ごみとして排出されないよう適正排出の周知・徹底に取り組み、不燃ごみの減量化を推進します。

(3) 埋立てごみ減量

平成 21 年 3 月をもって横山の最終処分場は埋立てを終了し、ごみは県外の最終処分場に搬出し、1 トン当たり約 40,000 円の処理費をかけ処分しています。このため、経費節減の観点からも埋立てごみの減量化を推進する必要があります。現在、不燃ごみの手選別により、不燃ごみ中の資源化物を分別回収しています。その成果もあり、平成 17 年度に 1,278 t あった埋立てごみが平成 22 年度には 373 t まで減量できています。継続した取り組みにより埋立てごみの減量化を図ります。

(4) 啓発の推進

ごみの減量や分別の啓発は、広報やチラシ等を配布するだけでなく、排出者に直接働きかける方法が一番有効です。

そのため、町内会などの住民組織や事業者への出張説明会の開催や、地区別・テーマ別にリサイクル推進委員の研修会を実施します。

また、施設見学の積極的な受け入れにより、ごみ減量や分別の啓発を推進します。

さらに、新総合ごみ処理施設稼働を見据えた本市全域のごみ分別の統一に向けた啓発及び周知・徹底に取り組みます。

(5) 集合住宅対策の充実

集合住宅には、町内会へ未加入など、市の情報が届きにくい人がいます。そのため、ごみの分別が不十分になりがちで、ごみ減量や分別の妨げとなる傾向が見られます。これらの人に働きかけるため、不動産業者との懇談を進め啓発を図ります。

(6) 協働によるごみ減量への取り組み

市民・事業者・市民団体・市が協働し、マイバッグ持参運動の推進や、ごみゼロ社会を推進する事業者、消費者、行政による懇談会(略称：ごみゼロ推進懇談会)との連携・協力により、ごみ全体の減量化への取り組みを推進します。

また、NPO法人などが主催するガレージセールなどの開催日程を広報するなど、リユース情報の発信を推進します。

3 ごみ減量実践行動計画

本計画で掲げたごみ減量目標達成のためには、循環型社会の一層の醸成を目指す必要があります。そのためには、市民・事業者・市民団体・市が各々の役割を認識し、連携・協力して基本方針で示した3Rに積極的に取り組む必要があります。

まず第1に廃棄物の発生抑制(リデュース)、第2に使用済製品や部品の再利用(リユース)、第3に回収されたものを原材料として再生利用する(リサイクル)の順に取り組まなければなりません。

ここでは、市民・事業者・市民団体・市が3Rに取り組むための具体的な実践行動計画を示します。

(1) ごみのリデュースのための実践行動計画

市 民

～家庭系ごみ～

● すぐにごみになるものは買わない

必要以上に購入しない、すぐにごみになるものは購入しないよう心がけます。

● 購入したものは大事に使う

購入したものは大切に使い、また、壊れたからとすぐ買い換えるのではなく、修理して使うなど、長く大切に使います。

● 生ごみの減量

調理くずを減らす、食べ残しをしない、水切りを十分に行う、生ごみ処理機器を利用するなど、生ごみの減量に努めます。

● マイバッグなどの持参推進

買い物にはマイバッグ(自分の買い物袋)を持参し、レジ袋の使用を抑えるなど、ごみとなるものを家庭に持ち込まないようにします。



- 過剰包装の拒否
過剰包装は避けます。

～事業系ごみ～

- イベントごみの発生抑制
イベントなどへは、マイ箸・マイ食器を持参するなど、ごみが出ない協力をします。

事業者

～家庭系ごみ～

- 環境にやさしい商品の販売
食品トレイについては、トレイからトレイにリサイクルでき、環境負荷が極めて少ない発泡トレイを使用し、未発泡トレイの使用を自粛するなど、環境にやさしい商品を扱います。
- ごみ発生抑制への協力と努力
レジ袋などを削減するために、店内放送や新聞折込みのチラシなどを活用し、市民にマイバッグを持参するよう積極的に働きかけます。また、つやまエコシステム*に参加し、ごみ減量に取り組みます。さらに、市民が必要な分量の買い物ができるように、量り売りを積極的に導入するなど、販売方法を工夫します。
- 包装の適正化
過剰包装を控え、商品に合った適切な包装に努めます。
- 長寿命製品の開発と使用
寿命の長い製品の開発に取り組みます。また、消費者が積極的に長寿命製品を購入するよう販売促進に取り組みます。

～事業系ごみ～

- ごみ発生抑制への協力と努力
事業系一般廃棄物は、市の指導やマニュアル（津山市版事業系ごみの分け方・出し方マニュアル）に沿った減量対策を進め、事業活動により発生するごみの排出抑制に努めます。
- 長寿命製品の開発と使用
寿命の長い製品の開発に取り組み、また、職場では、長寿命製品を積極的に使用するようにします。
- 機械・器具などを大事に使う
機械・器具などは大切に使い、長く使うことに心がけます。
- イベントごみの発生抑制
イベントなどでは、ごみにならない食器（リユース食器）等を用意し、ごみが出ないイベントを企画・運営します。

市

～家庭系ごみ～

● 環境教育の充実

小学生・高校生・市民グループなどの施設見学受け入れにより、ごみ減量やリサイクルについての意識高揚を図るとともに、環境教育も行います。また、環境教育の副教材作りに協力します。

● 情報の提供

ごみ減量化のための具体策、実践例をごみゼロ新聞などで紹介していきます。また、ごみの発生抑制に役立つものなどの情報提供に努めます。

● 生ごみ減量化の推進

生ごみ処理機器の設置補助金制度を継続し、生ごみ減量に取り組みます。また、生ごみの水切りについて周知・徹底に努めます。

● レジ袋削減への取り組み

つやまエコシステム* を市民や事業者とともに運営し、レジ袋削減によるごみ減量に取り組みます。

● ごみ発生抑制に資する施策の充実

ごみの発生抑制を目指した施策を提案するとともに、効果的な施策については、充実を図ります。

● 家庭ごみ有料指定袋制度の継続

ごみの排出者責任を明確化し、ごみ減量を推進するため、家庭ごみの有料指定袋による収集を継続します。なお、地域によって異なるごみ処理手数料については、新総合ごみ処理施設の稼働に向け、一体化への調整を図ります。

《用語解説》

【つやまエコシステム】



レジ袋から始めるごみ減量・資源節約の取り組みで、協力加盟店で買い物をする時に、レジ袋のサービスを断った場合に、共通ポイントのエコシールがもらえる制度。ごみ減量や地球温暖化対策に一役買っている。平成 15 年 10 月 1 日(発足)から平成 23 年 3 月まで、200 リットルのドラム缶約 237 本分の石油が節約できています。

～事業系ごみ～

● 事業者自身のごみ発生抑制への協力

事業者自身がごみ量の削減に取り組むための指導や講師の派遣など、事業者努力に協力する取り組みを継続します。

● イベントごみの発生抑制

イベントなどでは、マイ箸・マイ食器などの持参を推進するなど、ごみが出ないイベント開催を指導します。また、イベントごみの発生抑制のために、市民団体と協働し、リユース食器などの利用を推進します。

(2) ごみのリユースのための実践行動計画

市 民

～家庭系ごみ～

● 再利用への積極的な取り組み

使い捨て商品や容器の使用を見直し、繰り返し使える商品や詰め替え可能な商品の購入を自らの生活の中に定着させます。また、家庭で不要になった再利用可能なものは、リユースプラザ津山「くるくる」、やガレージセール、フリーマーケット、民間リサイクルショップなどを利用し、再利用に心がけ、安易にごみとして排出しないようにします。

事業者

～家庭系ごみ～

● 再利用を推進し、ごみ減量に協力

繰り返し使える商品や詰め替え可能な商品の販売に心がけ、リユース（再利用）が推進される暮らしを提案します。

～事業系ごみ～

● 再利用を推進し、ごみ減量に協力

商品などの納品に際しては、搬送用容器・機材のリユースに努め、ごみの減量化を図ります。また、事業活動で使用するものは、家庭と同様、繰り返し使える商品や詰め替え可能な商品を積極的に利用します。

市

～家庭系ごみ～

● リユースプラザ津山「くるくる」の運営

リユースプラザ津山「くるくる」の周知を図り、リユースを推進します。また、新総合ごみ処理施設に併設予定のリサイクルプラザとの調整を図り、効果的・効率的な運営に取り組みます。

● ガレージセールなどの情報提供

ガレージセールやフリーマーケットなどの開催情報を広報するなど、リユースを促進する情報を市民に提供していきます。

(3) ごみのリサイクルのための実践行動計画

市 民

～家庭系ごみ～

● 集団回収・分別収集への協力

集団回収を積極的に実施し、資源化物の回収に努めます。また、缶・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装は、適正な分別排出に心がけ、リサイクルを推進します。

- 再資源化への積極的な取り組み

再資源化が可能なものは、販売店などの店頭回収、集団回収、町内ステーションでの資源ごみ回収、拠点回収、リユースプラザ津山「くるくる」、「青空リサイクルプラザ」などを利用した排出に心がけ、どうしても処理しなければならないものだけをごみとして排出します。また、資源化物として排出する前に水洗いをするなど、リサイクルの支障となる汚れなどは取り除きます。

- 古紙・古布リサイクルの推進

古紙・古布は、安易に可燃ごみとして排出するのではなく、「集団回収」、「青空リサイクルプラザ」などを活用し、リサイクルを推進します。

- グリーン購入* の推進

リサイクルを実践するだけではなく、回収した牛乳パック、食品トレイ、ペットボトルなどを原材料にして製造したリサイクル商品を積極的に購入・利用します。

《用語解説》

【グリーン購入】

グリーン購入とは、製品等を購入する際に、環境を考慮して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、市民生活を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の事業者に環境負荷の小さい製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

事業者

～家庭系ごみ～

- 店頭回収の充実・拡大

トレイ、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、牛乳パックなどの容器包装類を自主的に回収し、再資源化を行う現在の仕組みを継続するとともに、店頭回収するものを増やすなど、店頭回収の充実と拡大に取り組みます。

- リサイクルしやすい商品の販売

リサイクルしやすい商品の開発や販売に心がけるとともに、購入・利用します。

- グリーン購入の推進

リサイクルを推進するだけではなく、回収した牛乳パック、食品トレイ、ペットボトルなどを原材料にして製造したリサイクル商品を積極的に購入・利用します。

～事業系ごみ～

- リサイクルへの取り組み

事業活動から発生する紙ごみは、市民同様分別し、古紙回収業者を活用したリサイクルに取り組みます。特に「その他の紙」のリサイクルに積極的に取り組みます。また、国際環境基準（ISO14001*）や他の環境管理システムの導入により、体系的なごみの減量化・再資源化に取り組みます。

《用語解説》

【ISO14001】

環境保全に関連する国際規格の総称。企業などの組織が環境保全に取り組むときのシステムについて規定した規格で、この規格は、それぞれの活動、製品又はサービスによる環境負荷や環境リスクを低減することを目的としている。

市

～家庭系ごみ～

● ごみ分別排出の徹底

住民自ら地域でのごみ分別が適正にできるよう、リサイクル推進委員制度を生かした、地区別・テーマ別の研修会を開催するなど、知識の向上を目指します。また、地元説明会、各種チラシ、テレビ、新聞、インターネット、広報紙などの多様な媒体を活用した、ごみ分別排出の啓発活動を展開します。さらに分別が徹底されていない地域については、現場での徹底した指導に取り組みます。

● 資源回収拠点の充実・拡大

資源化物の回収場所を増設するなど、回収方法の充実・拡大に取り組みます。

● 資源回収拠点の情報提供・利用促進

事業者の自主的な回収を支援・促進するために、回収店舗の情報をごみ分別辞典などに掲載し、啓発活動を積極的に行います。

● 集団回収の拡充

集団回収の促進を図るため、報奨金制度を継続します。また、市民・事業者・市民団体との連携・協力により、集団回収に取り組む団体数の増加及び効率的・効果的な資源化物回収を目指します。

● グリーン購入の推進

リサイクルを推進するだけでなく、再資源化された原材料を利用して製造されたリサイクル商品を積極的に購入・利用します。

～事業系ごみ～

● ごみ分別排出の徹底

事業系ごみの分別排出の徹底を図るため、事業所用ごみ分別啓発チラシなどを作成し、商工会議所などを通じて排出事業者及び収集運搬業者に配布するなど、啓発・指導に努めます。

また、古紙リサイクルを推進するため、古紙の分別排出に取り組む事業所に対し、要望があれば講師を派遣します。

なお、本市においては、他の事業所に先駆け、庁舎などから発生する紙ごみの減量化に取り組むため、古紙の分別、溶解処理などのリサイクルに積極的に取り組みます。

(4) ごみの適正処理のための実践行動計画

市

～家庭系ごみ～

● 適正処理困難ごみの処理

カーバッテリーや消火器など、市の処理施設では適正な処理が困難なごみについては、事業者責任による処理を行うよう市民と事業者への啓発を強めます。また、適正な処理先などについての情報提供を行います。

● 各種施設の適切な管理運営

既存の焼却施設などの適切な管理運営により、その延命化に努めます。また、新総合ごみ処理施設稼動を見据えた、ごみの適正排出などの周知・徹底に取り組み、当該施設の長期的・安定的な、そして安全な管理運営を図ります。

● 不法投棄対策

不法投棄禁止の啓発に努めるとともに、その防止については、町内会との連携・協力による監視を強化します。また、不法投棄が発生した場合には、警察と連携して厳正に対応し、再発防止に努めます。(事業系ごみの不法投棄についても同様)

～事業系ごみ～

● 事業系可燃ごみの適正化

焼却施設に事業者が自己搬入するごみ袋については、分別の徹底と不適切なごみ等が混入していないかの点検・監視が容易な透明な袋にするよう指導します。また、受入時の監視体制を強化し、分別ができていないごみは持ち帰らせるなど、不適切なごみの持ち込みや、適正処理が困難なごみの搬入防止に努めます。

4 計画の進行管理

この計画を実効あるものにするために、「PDCAサイクル*」を用い、津山市廃棄物減量等推進審議会に進捗状況などを報告し、評価・意見を求める方法で進行管理を行います。

《用語解説》

【PDCAサイクル】

PDCAとは、『計画 (Plan)』、『実行 (Do)』、『点検・評価 (Check)』、『見直し (Act)』のそれぞれの頭文字を取ったもので、PDCAを継続的に繰り返すことで、事業の進行状況における問題を解決し、改善しながら目標の実現を目指す進行管理の考え方。

IV 参考資料

1 津山市ごみ減量新行動計画の進捗状況と総括

(1) 津山市ごみ減量新行動計画の目標の達成状況

津山市ごみ減量新行動計画で設定された一般廃棄物処理の目標に対する達成状況について、現状（平成 22 年度実績）を用いて評価します。

① 津山市ごみ減量新行動計画のごみ減量の目標

【排出抑制の目標】

平成 23 年度における、ごみの 1 人 1 日当たりの排出量の目標値を 825 g とし、平成 17 年度対比 15.5%の減量を目指します。

また、平成 23 年度における、ごみ総排出量の目標値を 32,790 t とし、平成 17 年度対比 16.8%の減量を目指します。

【資源化（再生利用）の目標】

平成 23 年度における、資源化（再生利用）量の目標値を 8,200 t、資源化（再生利用）率を 25.0%とし、平成 17 年度対比 3.9%の増加を目指します。

② 津山市ごみ減量新行動計画の達成状況

排出抑制の目標及び資源化の目標に対する達成状況については、次のとおりです。

【排出量の削減目標に対する達成状況】

現状（平成 22 年度実績）における、ごみの 1 人 1 日当たりの排出量は、884 g であり、平成 23 年度目標値である 1 人 1 日当たりの排出量 825 g に対し 59 g（7.2%）上回っており、目標は達成しない見通しです。

また、ごみ総排出量についても、現状（平成 22 年度実績）は、34,892 t であり、平成 23 年度目標値である 32,790 t に対し 2,102 t（6.4%）上回っており、目標は達成しない見通しです。

【資源化の目標に対する達成状況】

現状（平成 22 年度実績）における資源化量は 7,244 t と、平成 23 年度目標値である 8,200 t に対し 956 t（11.7%）下回っており、目標は達成しない見通しです。

また、資源化率についても、現状（平成 22 年度実績）は、20.8%であり、平成 23 年度目標値である 25.0%に対し 4.2%下回っており、目標は達成しない見通しです。

《表 7 津山市ごみ減量新行動計画の目標値と現状》

区分 項目		ごみ減量新行動計画		現状	目標値に対 する現状の 比較
		平成 17 年度 実績	平成 23 年度 目標値	平成 22 年度 実績	
ごみ排出量	(t／年)	39,395	32,790	34,892	2,102
	(g／人・日)	976	825	884	59
資源化量(率)	(t／年)	8,327	8,200	7,244	▲956
	(%)	21.1	25.0	20.8	▲4.2

《表 8 計画期間における減量目標と実績》

年度 項目	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
	実績	推計値 実績	推計値 実績	推計値 実績	推計値 実績	推計値 実績	目標値 実績
総排出量 (t)	39,395	38,296 38,649	37,197 37,942	36,098 36,870	34,999 35,867	33,899 34,892	32,790 —
1 人 1 日当たり 排出量 (g)	976	947 954	923 940	899 920	874 903	850 884	825 —
資源化量 (t)	8,327	8,315 8,750	8,303 8,341	8,290 8,043	8,260 7,771	8,230 7,244	8,200 —
資源化率 (%)	21.1	21.7 22.6	22.3 22.0	23.0 21.8	23.6 21.7	24.3 20.8	25.0 —
人口 (10/1 現在)	110,425	110,820 111,012	110,440 110,554	110,060 109,794	109,680 108,806	109,300 108,123	108,840 —
1 人 1 日当たり 全国平均 (g)	1,131	1,115	1,089	1,033	994	—	—

《表 9 年度間におけるごみ種ごとの排出量》

(単位：トン)

年度	可燃	不燃	資源	粗大	集団回収	合計
18	28,019	1,690	4,087	628	4,225	38,649
19	27,994	1,673	3,842	508	3,925	37,942
20	27,048	1,624	3,774	427	3,997	36,870
21	26,612	1,570	3,429	410	3,846	35,867
22	25,996	1,551	3,267	412	3,666	34,892
対前 年比	▲616 (▲2.3%)	▲19 (▲1.2%)	▲162 (▲4.7%)	2 (0.5%)	▲180 (▲4.7%)	▲975 (▲2.7%)
H18 対比	▲2,023 (▲7.2%)	▲139 (▲8.2%)	▲820 (▲20.1%)	▲216 (▲34.4%)	▲559 (▲13.2%)	▲3,757 (▲9.7%)

(2) 津山市ごみ減量新行動計画の総括

① ごみの排出目標に対する総括

本市のごみ排出量は年々減少傾向にあり、環境省が公表している平成 21 年度 1 人 1 日当たり全国平均排出量 994 g と比較しても、本市の場合 903 g と相当低い状況であると言えます。

また、平成 20 年 3 月に国が循環型社会形成推進基本計画で示した、平成 27 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量を平成 12 年度比で約 10% 減とする目標についても、本市の場合、平成 12 年度 1,133 g / 人・日（旧津山市）に対し、平成 22 年度 882 g / 人・日（新津山市）と 251 g、22.2% も減少していますし、平成 22 年 12 月に公表した『廃棄物処理法に基づく基本方針の変更』で示した、平成 27 年度におけるごみ排出量を平成 19 年度比約 5% 削減するという目標に対しても、本市の場合、平成 19 年度 37,942 t（940 g / 人・日）のごみ排出量に対し、平成 22 年度 34,892 t（884 g / 人・日）と 3,050 t（56 g / 人・日）、8%（6%）減少しており、平成 22 年度時点で目標達成している状況です。

さらに、平成 19 年 3 月に県が第 2 次岡山県廃棄物処理計画で示した、平成 22 年度における 1 人 1 日当たりの目標値 1,009 g に対しても、平成 17 年度時点 976 g と計画策定時点で既に達成しており、国や県の状況と比較して、相当高いごみ減量ができているものと考えています。

これも、平成 7 年のごみ非常事態宣言発令からの長年に渡る本市のごみ減量施策と市民・事業者・市民団体の協働によるごみ減量への取り組みの成果と言えます。

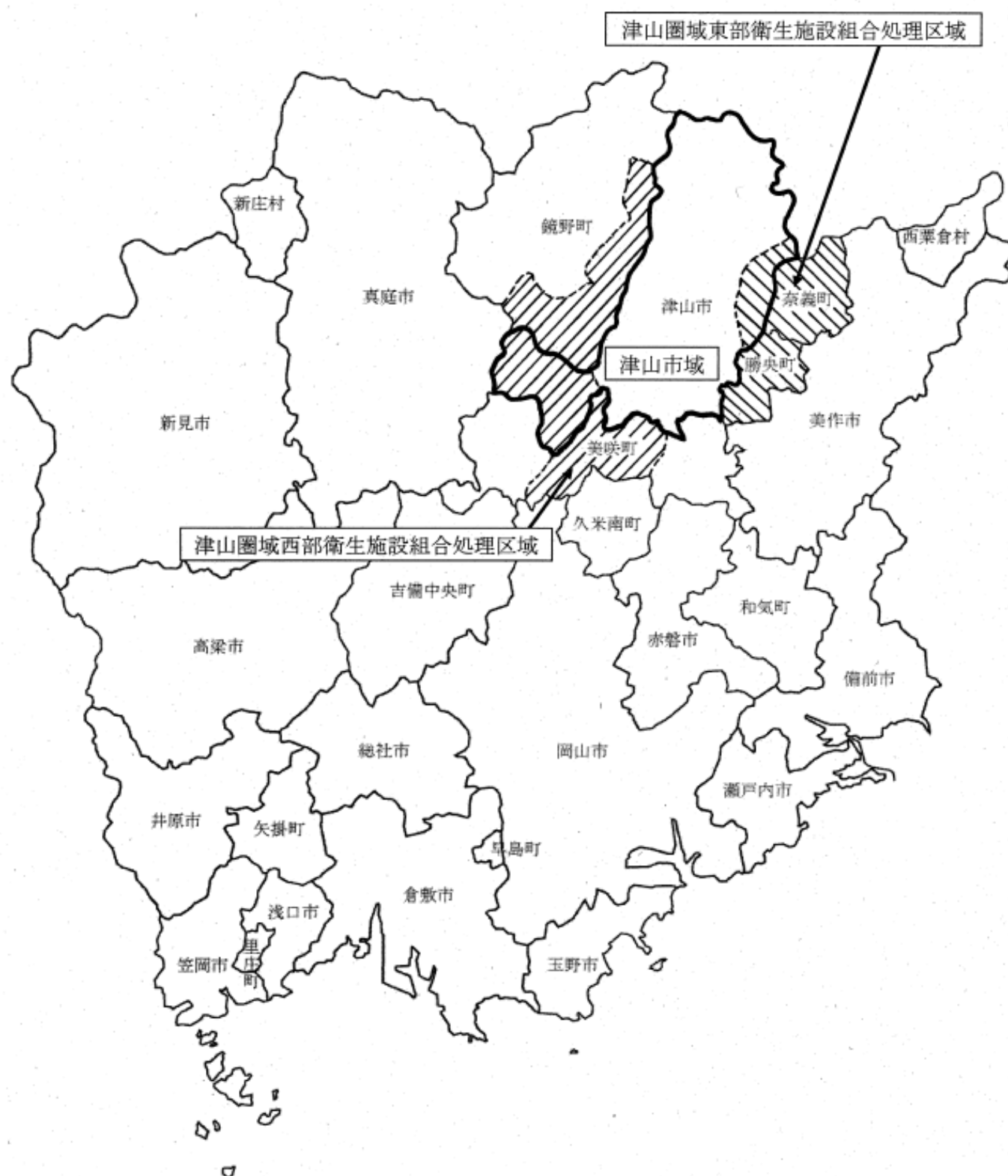
このような先進的状況にも関わらず、『津山市ごみ減量新行動計画』では、本市の平成 17 年度 1 人 1 日当たりのごみ排出量 976 g を、平成 23 年度には 825 g まで削減するという目標を掲げました。

これは、平成 17 年度と比較して 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 151 g、15.5% も削減するという、様々なごみ減量に取り組んできた本市にとって、極めて高い目標となりました。その結果、目標達成が非常に困難な状況になったと考えられます。

② 資源化量及び資源化率の目標に対する総括

資源化量及び資源化率については、平成 20 年に発生したリーマンショックに端を発した景気後退の影響により、家庭から排出される資源化物が減少傾向にあることや、近年増加している廃品回収業者の直接回収により、資源化できる物の排出が年々減少しており、資源化量・資源化率が低迷し、目標達成が非常に困難な状況になったと考えられます。

2 地域別処理区域一覧



3 津山市廃棄物減量等推進審議会委員一覧

氏 名	区 分	所 属
○ 藤井わか子	学識経験者	美作大学短期大学部 教授
田邊 茂	学識経験者	津山工業高等専門学校 教授
平田 正雄	資源回収業者	津山再生資源事業協同組合 理事長
松本 基	収集許可業者	県北廃棄物事業協同組合 理事長
水島 豊	排出事業者	津山街づくり(株) 管理部長
藤枝 進	排出事業者	(株)津山国際ホテル 取締役副支配人
赤井 恭子	市民委員	公募市民
片山 幸枝	市民委員	公募市民
多田 雅一	関係団体の代表者	津山商工会議所 総務企画課 課長
近藤 雅文	関係団体の代表者	NPO 法人 津山市消費生活モニター連絡会 理事
上藤 清志	関係団体の代表者	NPO 法人 エコネットワーク津山 事務局長
河原 淳	関係団体の代表者	(社)岡山県産業廃棄物協会津山支部 幹事
◎ 大山 正志	関係団体の代表者	津山市環境衛生推進委員会 会長
木村 宗正	関係行政機関	岡山県美作県民局地域政策部環境課 課長
智和 正	市民代表(加茂地域)	津山市連合町内会 副会長
小椋 懋	市民代表(阿波地域)	津山市連合町内会 副会長
山本 祐之	市民代表(勝北地域)	津山市連合町内会 副会長
三船 義明	市民代表(久米地域)	津山市連合町内会 副会長

順不同、敬称略、◎…会長、○…副会長